

昭和二十五年政令第三百五十号

中小企業信用保険法施行令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第二項、第五条及び第十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
- 二 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
- 三 漁業
- 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

2 法第二条第一項第二号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数、次の表のとおりとする。

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三 旅館業	五千万円	二百人

（小規模企業者の範囲）

第一条の二 法第二条第三項第二号の政令で定める業種及びその業種ごとの従業員数は、次のとおりとする。

- 一 宿泊業 二十人
- 二 娯楽業 二十人